

第1章 差押財産の換価事務の基本

第1節 換価に当たっての基本的考え方

1 適切な事務執行

差押財産の換価処分は、地方団体の徴収金を確保するための最終的な処分です。その必要があるものについては、断固とした処分の実施が望まれますが、換価処分がもたらす法律上、事実上の効果の重要性を考え換価財産の選定や手続の適正性を確保し実施しなければなりません。

(1) 換価事務の重要性

差押財産の換価は、租税債権者が滞納処分により、差し押さえた滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって滞納に係る徴収金を早期かつ確実に徴収することを最終の目的として実施するものであり、租税債権の確保に向け、法令の規定に基づいて着実に進めていく一連の滞納処分の最終処分としての性格を有しています。

その一方で、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず強制的に財産を売却されることになり、また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、それらの権利が換価によって消滅することとなるなど、差押財産の換価は、これらの者の権利・利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼす効果を有しています。

したがって、換価の実施に当たっては、滞納者や権利者等に処分の公正性について疑念を抱かせることがないように事務を適切に実施しなければなりません。

(2) 画一的実施の防止

差押財産の換価は、一連の滞納処分の最終処分として実施するものですが、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、画一的に実施するのではなく滞納者の個々の実情を踏まえた上で、他に適切な滞納整理の方法がある場合にはその方法によることとし、換価する対象を圧縮することも必要です。このため換価に先立ち、公売予告通知書の発送や滞納者との接触などを図り対象事案を適切に選定する必要があります。

(3) 高価有利な売却と見積価額の適正評定

差押財産の換価は、その売却代金をもって滞納金を徴収するために行うものであり、滞納者の意思にかかわらず売却する以上は、可能な限り高価有利に売却するよう努めなければなりません。したがって、換価に当たっては、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ること

公売関係参考様式一覧

分類	様式名称	教示文	頁備考
①公告前・決議	公売予告通知書	-	379
①公告前・決議	差押財産の修理等に関する同意書	-	380
①公告前・決議	公売決議書	-	381
①公告前・決議	滞納処分費決議書	-	382
②公告	公売公告	-	383
②公告	公売公告別紙	-	384
②公告	見積価額公告	-	385
②公告	見積価額公告(動産用)	-	386
②公告	公売公告兼見積価額の公告	-	387
②公告	公売公告兼見積価額の公告別紙	-	手引本文掲載により略
②公告	公売財産明細書	-	手引本文掲載により略
②公告	所在図・見取図・間取図	-	手引本文掲載により略
③公売通知	公売通知書	○教示文例1	388
③公売通知	公売通知兼債権申立催告書	○教示文例1	389
③公売通知	債権現在額申立書(私債権用)	-	390
③公売通知	債権現在額申立書(公租公課用)	-	391
③公売通知	買受勧誘書	-	392
④入札	入札書	-	手引本文掲載により略
④入札	入札等をなかつたものとした旨の通知書	○教示文例2	393